

○給与に関する条例

制 定 昭 34. 3. 26 条例 8

最近改正 令 7. 3. 18 条例 1

第 1 章 総 則

(諸給与の支給)

第 1 条 この組合の諸給与は、特別の規定があるものを除いてこの条例に定めるところにより支給する。

(給与の種類)

第 2 条 この条例に基づく給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 議員に対する給与、報酬、費用弁償、期末手当
- (2) 各種委員等に対する給与 報酬、費用弁償
- (3) 水防団員に対する給与 報酬、費用弁償
- (4) 地方自治法第 207 条の該当者に対する給与 実費弁償
- (5) 常勤の職員に対する給与 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、
時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、管
理職手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当
- (6) 休職者に対する給与 給料、扶養手当、地域手当、住居手当

(報酬、給料の支給方法等)

第 3 条 新たに職に就いた者に支給すべき諸給与は、議会議員にあつては
当選告示の日から、その他の者にあつては就職の日から起算し、日割計
算の方法によって算定する。

- 2 給与額の増額又は減額等の場合は、発令の日より計算する。ただし、辞令
を用いないものについては、特別な場合を除き、管理者においてその起算日
を定める。

(支給定日外の支給)

第 4 条 年額又は月額をもって定める給与を受ける者が給与の支給定日後
に、新たに職に就いた場合の給与又は給与額に異動を生じた場合の給与
は、その月内に支給又は戻入する。

- 2 廃職、退職、休職及び死亡のときは、当月分の全額を支給する。
- 3 懲戒処分又は分限処分（管理者の定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料を支給する。
- 4 離職した職員又は常勤の特別職に属する者が即日又はその翌日職員となった場合の給料については、引き続き在職するものとみなす。

（給与の日割計算）

第5条 日割計算を要する給与額の算定は、その月の給与額に給与すべき期間の日数からその間の日曜日の数を差引いて先乗し、この額をその月の暦日数から日曜日の数を差引いた日数で後除する。ただし、この場合において円位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

（1時間当たりの給与額）

第6条 給与1時間当たりの額は、1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。ただし、その額に円位未満の端数を生じるときは、これを四捨五入する。

（時間給の端数の計算）

第7条 時間によって計算される給与については、1時間に満たない端数のある場合は、30分未満を切捨て30分以上を1時間に切上げて計算する。

（死亡者に対する諸給与の支給）

第8条 死亡者に対する諸給はその遺族に支給する。

- 2 遺族の順位は、職員の退職手当に関する条例の例による。

第2章 議員の給与

（報酬）

第9条 議員の報酬は、次のとおりとする。

議 長	年額	101,000 円
副 議 長	年額	94,000 円
常 任 委 員 長	年額	90,000 円
常任副委員長	年額	88,000 円
議 員	年額	82,000 円

- 2 前項の報酬は、併給しない。

（費用弁償）

第 10 条 議員が公務のために旅行したときは、その費用弁償として、旅費に関する条例の定めるところにより旅費を支給する。

(支給日等)

第 11 条 報酬は、年 4 期に分ち、各期の最終の月に当該期の合計額を支給する。ただし、受給者より請求が合った場合、その経過した月までの給与額については、この限りでない。

2 前条の費用弁償は、勤務の都度支給する。

(期末手当)

第 12 条 6 月又は 12 月に在職する議員には、別に条例の定めるところにより期末手当を支給することができる。

第 3 章 各種委員等の給与

(報 酬)

第 13 条 監査委員及び公平委員会の委員その他これに準ずる委員等に対しては、予算の範囲内で、管理者の定める額の報酬を支給する。

(費用弁償)

第 14 条 前条の委員等が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、旅費に関する条例の定めるところにより旅費を支給する。

(支給日等)

第 15 条 第 13 条に定める報酬は、勤務の都度支給する。

第 4 章 水防団員の給与

(団員報酬)

第 16 条 水防団長及び団員（以下「団員」という。）の報酬は、次のとおりとする。

水 防 団 長	年額	101,000 円
同 副 団 長	年額	88,000 円
同 分 団 長	年額	71,000 円
同本部付部長	年額	71,000 円
同 副 分 団 長	年額	27,000 円
同 分 団 部 長	年額	9,900 円
同 分 団 班 長	年額	6,700 円

同 班 員 年額 4,200 円

2 前項の報酬は、併給しない。

(費用弁償)

第 17 条 団員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費に関する条例の定めるところにより旅費を支給する。

2 団員が水防のため出務したときは、その費用弁償として、日額 6,500 円（8 時間勤務の場合）の範囲において次の各号により算出した額を支給する。

(1) 1 日のうち最初の出務に対しては、4 時間以内につき、4,100 円を支給する。

(2) 出務時間が 4 時間を超えるときは、その超える時間が 1 時間を増す毎に 600 円を加給する。

3 団員が水防訓練に出務したときは、その費用弁償として 1 回につき 6,500 円を支給する。

4 団員が水防作業に従事したときは、その費用弁償として 1 日につき 1,300 円の範囲内において次の各号により算出した額を支給する。

(1) 1 日のうちその最初の作業に対しては、2 時間以内につき 550 円を支給する。

(2) 作業時間が 2 時間を超えるときは、その超える 1 時間を増す毎に 250 円を加給する。

5 洪水、津波又は高潮防御のため午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下本条中深夜という。）水防に出務したときは、1,800 円の範囲内において、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 深夜の出務のうちその最初の 2 時間以内につき 550 円

(2) 深夜の出務が 2 時間を超えるときは、その超える時間が 1 時間を増す毎に 250 円

6 第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する費用弁償は、併給することができる。
(支給日等)

第 18 条 団員の報酬及び費用弁償の支給方法並びに支給日については、第 11 条に定めるところによる。ただし、分団部長、同班長及び班員の報酬

については、当該年度分を年度最終の月に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者より請求があった場合、その経過した月までの給与額については、この限りでない。

第5章 出頭者等の実費弁償

(実費弁償)

第19条 地方自治法第207条に該当する出頭者等並びに管理者の指定する者がその用務のために要した経費については、その実費を弁償する。

- 2 実費の計算及び支給方法等については、管理者において決定する。

第6章 常勤職員の給与

(給料の支給)

第20条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて給料を支給する。

(職務の級、号級、給料額)

第21条 職員の給料は、給料表（別表）に定めるところによる。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとしその分類の基準となるべき職務内容は、管理者において定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第22条 職員の職務の級は、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するよう管理者において決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、管理者において決定する。
- 3 職員の昇給は、管理者が定める日に、管理者が定める期間における当該職員の勤務成績に応じて行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号級の号給数を4号給とすることを標準として、管理者が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 管理者が定める年齢を超える職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「4号給以内で管理者が定める号給数」

とする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 9 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の給料月額を定める規定にかかわらず、同表の規定による定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
- 10 大和川右岸水防事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和2年大和川右岸水防事務組合職員条例第1号）第2条に規定により採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の給与月額は、給料表に掲げる一般任期付職員の給与月額のうち、その者の属する級に応じた額とする。

（特別職の職員の給料）

第23条 管理者、副管理者等の特別の職にある者のうち常勤の職員の給料については、他に別段の定めあるものを除き給与に関する条例第21条第1項に規定する給料表の適用を受ける者の例に準じ管理者が定める。

- 2 前項の職員に対して、給料のほか、他の常勤の職員に対して給与せられる手当を支給することができる。
- 3 第1項の職員が任期満了その他の事由により離職した場合において、離職した月に再任されたときは、給料の支給については、引続き在職するものとみなす。
- 4 第1項の職員が離職した月に他の職員となった場合でも、又は一般職に属する者が離職した月に第1項の職員となった場合においても、その月分の給料その他の給与を重複して支給しない。

(日給者の給料)

第 24 条 日給は、執務の日数によって支給する。ただし、休日の前後の日を病気若しくは私事故障により執務しないときは、その休日の給料は支給しない。

(給料の減額)

第 25 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき、勤務 1 日又は 1 時間当りの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

2 前項の承認があった場合でも、負傷又は疾病（公務上のもの及び通勤によるものを除く。）のため勤務しない日が引き続き 90 日を超えるに至った日以後においては、その職員に支給すべき給料の額は、給料月額 of 100 分の 50 とする。

(給料の減額の特例等)

第 26 条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての、前条第 1 項に規定する管理者の承認は、次に掲げる期間又は時間について行うものとする。

- (1) 大和川右岸水防事務組合職員の就業に関する条例（昭和 36 年条例第 8 号。以下「就業条例」という。）第 13 条の 2 に規定する時間外勤務代休時間に指定された期間又は時間
- (2) 就業条例第 16 条に規定する年次休暇を与えられた期間又は時間
- (3) 定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると管理者が認める場合に与えられる病気休暇（就業条例第 17 条の 2 に規定する病気休暇をいう。以下同じ。）又は学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症（同条第 1 項第 3 号に掲げる感染症を除く。）に係る療養のための病気休暇を与えられた期間
- (4) 開始の日から終了の日までの期間が 14 日を超える病気休暇を与えられた期間
- (5) 前 2 号に定める病気休暇以外の病気休暇を与えられた期間のうち、当

該病気休暇の開始の日から起算して3日（所定の勤務日に限る。）を経過する日までの期間を除く期間

- (6) 就業条例第18条に規定する特別休暇（大和川右岸水防事務組合職員の就業に関する条例施行規則（平成11年規則第1号。以下「就業規則」という。）第6条第1項第13号に該当する場合に与えられる特別休暇を除く。）を与えられた期間又は時間（就業規則第6条第1項第7号に該当する場合に与えられる特別休暇にあつては、年13回を限度として1回につき当該特別休暇を与えられた期間のうち2日以内の部分の期間）
- (7) 職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年条例第5号）の規定により職務に専念する義務を免除される場合における当該免除される期間又は時間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が定める期間又は時間

- 2 病気休暇の終了の日の翌日から他の病気休暇の開始の日の前日までの期間（以下「休暇間の期間」という。）において実際に勤務した日がない場合であつて、かつ、それぞれの病気休暇が同一の負傷又は疾病によるものであるときは、前項第4号及び第5号の規定にかかわらず、これらの病気休暇が与えられた期間を引き続いた1の病気休暇が与えられた期間とみなし、その期間の初日から起算して3日（所定の勤務日に限る。）を経過する日までの期間（以下この項において「最初の3日間」という。）（この項の規定により1の病気休暇が与えられた期間とみなされるそれぞれの病気休暇のうちに14日を超える病気休暇がある場合で、かつ、最初の3日間に当該病気休暇の一部の期間が含まれるときにおける当該一部の期間を除く。）を除く期間について、前項に規定する管理者の承認を行うものとする。

（病気休暇の日数の計算方法）

- 第26条の2** 病気休暇の開始の日から当該病気休暇の終了の日までの期間の日数を病気休暇の日数とし、休暇間に期間の日数が1年に満たない場合（これらの病気休暇が同一の疾病によるものであることその他の管理者が定める要件を満たす場合を除く。）には、これらの病気休暇は引き続いたものとする。この場合において、休暇間の期間において実際に勤務した日がないときは、休

暇間の期間（就業規則第6条第1項第6号若しくは第6号の2に該当する場合に与えられる特別休暇を与えられた期間又は公傷病のため勤務に服することができない期間を除く。）の日数を引き続いた病気休暇の日数に算入する。

第27条 第25条により減給の者が廃職、退職、休職又は死亡のときは、その減給せられた当月分の全額を支給する。

第28条 第25条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 第25条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、給料月額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

（給料、手当等の支給日）

第29条 次の各号に掲げる職員の給料、手当等は、特別の事情のない限り、毎月17日に支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときはその前日に、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）に当たるときはその翌日に、日曜日でその翌日が祝日に当たるときはその前々日に支給する。

(1) その月分の給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び通勤手当

(2) 前月分の宿日直手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当

（扶養手当）

第30条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

2 扶養親族とは次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持する者をいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある親族

- 3 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるものがある場合における扶養手当の月額、第31条の規定にかかわらず、5,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同条の規定による額に加算した額とする。

第31条 扶養手当の月額は、前条第2項第1号に該当する扶養家族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（その職務が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては、3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第32条 新たに職員となったものに扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するにいたった者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第30条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

第33条 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある6級職員が6級職員以外の職員となった場合又は職員に同条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌日から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族となったときはその事実が生じた日の属する月の翌日）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に同条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属

する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で6級職員及び6級職員以外のものが6級職員となった場合又は職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第30条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日であるものを除く。）が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終り、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

（地域手当）

第34条 職員には地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額の100分の16とする。

（住居手当）

第35条 住居手当は、自ら所有するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給する。ただし、管理者が定める職員については、この限りでない。

- 2 住居手当の月額は、28,000円を超えない範囲内において管理者が定める。

（時間外勤務手当）

第36条 所定の勤務時間外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、100分の100から100分の150まで）の範囲内において管理者が定める割合、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）所定の勤務時間が割り振られた日における勤務

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、就業条例第11条第2項の規定により、あらかじめ同条例第9条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて

勤務することを命ぜられて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 前2項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の50を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 就業条例第13条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する管理者が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を、第2項の規定の適用を受ける場合にあっては100分の25を乗じて得た額の時間外勤務手当を、支給することを要しない。

（勤務1時間当たりの給与額）

第37条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料及び地域手当の月額額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

- 2 嘱託の時間外勤務手当の支給額については、その勤務先で定められた額をもって給与額とする。
- 3 前項以外の者については、管理者において給与額を決定する。

(宿日直手当)

第 38 条 日直及び宿直した者に対しては、次のとおり日直手当及び宿直手当を支給する。

(1) 日直手当 1 日 5,800 円

(2) 宿直手当 1 日 5,800 円

2 日直若しくは宿直中に警報発令等により上司の命によって非常警備事務に従事した場合は、その非常警備事務従事の時間については時間外勤務手当を支給し、その他の時間については、宿日直手当額を宿日直の時間割合により計算した額をもって宿日直手当とする。

(管理職員特別勤務手当)

第 38 条の 2 管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午後 10 時から午前 5 時までの間（所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に含まれる時間を除く。）であって所定の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の規定による勤務 1 回につき、10,000 円を超えない範囲内において管理者が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務 1 回につき、5,000 円を超えない範囲内において管理者が定める額

(通勤手当)

第 39 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担する

ことを常例とする職員。ただし、交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員。ただし、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常用とする職員。ただし、交通機関等を利用し又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満であるものを除く。

2 通勤手当の額は、管理者が定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として 6 月を超えない範囲内で 1 月を単位として管理者が定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が 55,000 円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき管理者が定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の管理者が定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の管理者が定める事由が生

じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が定める額を返納させるものとする。

(管理職手当)

第 40 条 管理者が必要があると認めた場合においては、管理者又は監督の地位にある職員のうちその指定する者に対し管理職手当を支給することができる。

2 管理職手当の月額、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 をこえない範囲内において管理者が定める。

(特殊勤務手当)

第 41 条 職員が水防活動に従事した場合においては、特殊勤務手当を支給することができる。

2 前項に定める特殊勤務手当の額は、1 回につき 3,500 円、とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第 42 条 6 月又は 12 月に在職する職員に対しては、別に条例の定めるところにより期末手当及び勤勉手当を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第 42 条の 2 第 30 条から第 33 条及び第 35 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び一般任期付職員には適用しない。

第 7 章 雑 則

(休職者の給与)

第 43 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。ただし、その休職の期間中に地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 68 条第 2 項に定める傷病手当金の支給期間、同法第 54 条の規定により同法第 53 条第 1 項第 8 号に掲げる傷病手当金に準ずる短期給付が支給されている期間及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 99 条第 2 項に定める傷病手当金の支給期間以外の期間がある場合に限り、当該期間が満 1 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

2 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定による休職者に対しては、その休職の期

間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の合計額の 100 分の 60 以内を支給することができる。

- 3 職員の分限に関する条例（昭和 40 年大和川右岸水防事務組合条例第 6 号）第 3 条の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。

第 43 条の 2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務に服さない期間については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 4 項に規定する平均給与額に相当する金額を支給する。

（給与からの控除）

第 44 条 職員の給与の支給については、次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除することができる。

- （1）職員互助会に支払うべき職員の掛金及び返済金
- （2）職員で組織する厚生会の会費
- （3）職員が契約した金融機関の定期的積立金及び生命保険等の保険料

（給与を受ける権利の処分禁止）

第 45 条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することはできない。

（施行の細目）

第 46 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則または管理者において定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日に遡ってこれを適用する。
（60 歳を超える職員の給料に関する特例）
- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 5 項において「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年大和川右岸水防事務組合条例第6号）第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定より延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 4 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、

同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

７ 附則第４項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第２項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

８ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、附則第２項の規定による給料月額、附則第４項の規定による給料その他附則第２項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 35. 3. 15 条例 1）

１ この改正条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条及び第 31 条の規定は、昭和 35 年 1 月 1 日に、第 39 条の規定は、昭和 34 年 4 月 1 日に遡ってこれを適用する。

附 則（昭 36. 2. 28 条例 1）

１ この改正条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日に遡ってこれを適用する。

附 則（昭 36. 3. 17 条例 3）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。
- ２ 第 21 条及び第 31 条の規定は、昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。
- ３ 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- ４ この条例の施行に伴う職員の橋梁切替えについて必要な事項は、管理者の定めるところによる。

附 則（昭 36. 6. 23 条例 7）

１ この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭 37. 3. 2 条例 2）

- 1 この改正条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭 37. 4. 26 条例 3）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいてすでに議長、副議長、常任委員長、副常任委員長、議員、水防団員、同副団長、同分団長及び職員に支払われた昭和 36 年 10 月 1 日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭 37. 6. 27 条例 6）

- 1 この改正条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 10 月 1 日にさかのぼって適用する。

附 則（昭 39. 3. 19 条例 1）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 21 条及び第 31 条の規定は昭和 37 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和 37 年 10 月 1 日以降この条例施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 この条例中、第 10 条、第 13 条及び第 17 条の規定は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 38. 12. 18 条例 8）

- 1 この改正条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日にさかのぼって適用する。

附 則（昭 36. 6. 19 条例 7）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 10 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、当分の間、管理者の定めるところにより、条例第 22 条第 3 項若しくは第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することができる。
- 3 この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。この場合において管理者は、予算の範囲内で、必要調整を

することができる。

- 4 改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和 38 年 10 月 1 日以降この条例施行の日の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭 39. 7. 27 条例 8）

この条例改正は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の規定は、昭和 39 年 4 月 1 日に、第 39 条の規定は、昭和 38 年 10 月 1 日にさかのぼってこれを適用する。

附 則（昭 40. 6. 29 条例 3）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、別表第 1 については昭和 39 年 9 月 1 日（以下「切替日」という。）から、第 17 条第 3 項及び別表第 2 については昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 については昭和 39 年 9 月 1 日から昭和 40 年 3 月 31 日までの間次のとおり読み替えて適用するものとする。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより、条例第 22 条第 3 項若しくは第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することができる。
- 3 この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項、管理者が定める。

附 則（昭 40. 12. 25 条例 8）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 41. 3. 23 条例 2）

- 1 この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条及び第 39 条第 2 項は昭和 40 年 9 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。
- 2 切替日以降における号給又は給料月額を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、管理者の定めるところにより、給与に関する条例第 22 条第 3 項又は第 5 項第 1 号に規定する期間を短縮することができる。
- 3 改正前の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の

施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 41. 6. 29 条例 4）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 42. 3. 23 条例 4）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条、第 39 条及び別表第 1 については、昭和 41 年 9 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 41 年 9 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 43. 3. 27 条例 1）

- 1 この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 5 号、第 29 条、第 35 条の 2、第 37 条第 1 項、第 38 条及び別表第 1 については、昭和 42 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の規定による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 42 年 8 月 1 日からこの条例の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 44. 3. 27 条例 2）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 39 条の規定は、昭和 43 年 5 月 1 日から、改正後の条例別表第

- 1 の規定は、昭和 43 年 7 月 1 日から、附則第 3 項に規定する条例の同項による改正後の第 2 項及び第 4 項の規定は、昭和 43 年 4 月 1 日から、第 3 項の規定は、昭和 43 年 7 月 1 日から適用する。
- 3 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 43 年 4 月 1 日（通勤にあつては、昭和 43 年 5 月 1 日）からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切換え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 45. 4. 1 条例 4）

（施行の期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第 34 条の規定を除く。）及び附則第 3 項の規定による改正後の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和 44 年 6 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 3 次の各号の 1 に該当する者は、すみやかにその旨を管理者に届け出なければならない。
- （1）切替日において、その前日から引き続き扶養親族たる 18 歳未満の子（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った 18 歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者のなかった者
- （2）切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに扶養親族たる 18 歳未満の子を有する職員となった者であつて、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のな

かったもの（前号に該当する者を除く。）

- （３）切替期間において配偶者のない職員となった者（扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となったものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる 18 歳未満の子（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた 18 歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から 15 日以内に改正前の条例第 34 条の規定による届出がされたものを含む。）あつたもの
 - （４）配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であつて、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる 18 歳未満の子で（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた 18 歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から 15 日以内に改正前の条例第 34 条の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの
- 4 前項第 1 号又は第 2 号の規定による届出が施行から 30 日を経過した後
にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第
33 条の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末
日までの間、同条中「600 円（職員に配偶者のない場合にあっては、1,200 円）」
とあるのは「600 円」とする。
- 5 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を
有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶
者を有するに至つた日に扶養親族たる 18 歳未満の子（これらの日前に扶
養親族たる要件を具備するに至つた 18 歳未満の子で、これらの日以降当
該要件を具備するに至つた日から 15 日以内に改正前の条例第 34 条の規定
による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該 18 歳未満
の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、
又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月から行なう。ただし、
職員が配偶者のない職員となった場合における改正前の条例第 34 条第 2
号又は附則第 4 項第 3 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した
後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月か
ら行なうものとする。

(昭和 44 年度の夏季手当に関する特例)

- 6 昭和 44 年度の夏季手当に関する条例（昭和 44 年大和川右岸水防事務組合条例第 6 号）第 3 条第 2 項における給与月額、附則第 2 項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

(給与の内払い)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 46. 4. 1 条例 3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 45 年 5 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 9 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定は、昭和 46 年 4 月 1 日から、第 38 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定は、昭和 46 年 4 月 1 日から、第 38 条第 1 項の規定は、昭和 46 年 1 月 1 日から適用する。

(給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 44 年大和川右岸水防事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

- 4 給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 45 年大和川右岸水防事務組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、以下 1 項ずつ繰り上げる。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

- 5 職員の懲戒に関する条例（昭和 40 年大和川右岸水防事務組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「暫定手当」を「調整手当」に改める。

(給与の内払い)

- 6 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 45 年 5 月 1 日からこの条例の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 47. 4. 1 条例 3)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 46 年 5 月 1 日から適用する…ただし、改正後の条例第 31 条第 2 項の規定は、昭和 47 年 1 月 1 日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて昭和 46 年 5 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 48. 4. 1 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 17 条第 2 項の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払い)

- 2 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて昭和 47 年 4 月 10 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 48. 12. 19 条例 6）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 38 条第 1 項の規定は、同年 9 月 1 日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

- 3 昭和 48 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び急号給が動乱に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項第 2 号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給に定める号給とする。
- 4 附則第 3 項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第 22 条第 3 項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。
- （1）旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）
- （2）旧号給が切替表の期間の定めのある号給である職員
- 旧号給を受けていた期間が 9 月未満である職員にあっては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が 9 月以上である職員にあっては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替

表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 35 条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 35 条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 35 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 35 条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 35 条の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 49 年 3 月 31 日（同日前に管理者の定める事由が生じた職員にあっては、管理者の定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第 35 条）の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則

別 表

特定号給職員の号給の切替表

等 級	旧号給	新号給	期 間	
1 等級	12	12	3 月	6 月
	13	13	6	9
	14	13		
	15	14	3	6
	16	15	6	9
2 等級	13	13	3	6
	14	14	6	9
	15	14		
	16	15	3	6
	17	16	6	9
	18	16		
	19	17	3	6
	20	17	6	9
	21	18		
3 等級	15	15	3	6
	16	16	6	9
	17	16		
	18	17	3	6

	19	18	6	9
	20	18		
	21	19	3	6
4 等級	19	19	3	6
	20	20	6	9
	21	20		
	22	21	3	6
	23	22	6	9
	24	22		
	25	23		
5 等級	23	23	3	6
	24	24	6	9
	25	24		
	26	25	3	6
	27	26	6	9
	28	26		

附 則（昭 49. 3. 25 条例 2）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 49. 6. 28 条例 6）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。
（最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額）
- 3 昭和 49 年 4 月 1 日において、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の同日以降における給料月額は、管理者が定める。

(諸手当の支給等)

- 4 この条例の施行に伴う諸手当の支給その他の取扱いについては、管理者が定める。

(給与の内払い)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて、昭和 49 年 4 月 1 日以降の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 49. 12. 17 条例 11)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第 32 条及び第 33 条の規定は除く。）は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 38 条第 1 項の規定は、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 3 昭和 49 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(扶養手当に関する経過措置)

- 4 次の各号の 1 に該当する者は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 切替日において、その前日から引き続き、改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 30 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（18 歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第 32 条第 1 項の規定による届出がされたものの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から 15 日以内に同

項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者のなかった者(扶養親族たる18歳未満の子があつた者を除く。)

(2) 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第32条第1項の規定による届出がされたものがあり、その届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者のなかったもの(前号に該当する者及びこれらの日に扶養親族たる18歳未満の子があつた者を除く。)

(3) 切替期間において配偶者のない職員となった者(改正前の条例第32条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で配偶者のない職員となったものを除く。)であつて、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされた者を含む。)があつたもの(その日に扶養親族たる18歳未満の子があつた者を除く。)

(4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者のある職員となった者であつて、その配偶者のある職員となった日に、扶養親族たる父母等で改正前の条例第34条第1項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの(その日に扶養親族たる18歳未満の子があつたものを除く。)

5 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第31条第1項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日までの間、同項中「1,800円(職員に配偶者のない場合にあっては、そのうち1人については4,000円)」とあるのは「1,800円」とする。

6 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を

有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる 18 歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第 32 条第 1 項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った日から 15 日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第 2 号又は附則第 4 項第 3 号の規定による届出が施行日から 30 日を経過した後には、これらの届出がされた日の属する月の翌月から改定する。

（給与の内払）

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給与の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 50. 3. 17 条例 3）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 51. 3. 26 条例 2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）及びこの条例による改正後の職員の退職並びに死亡給与金に関する条例の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 17 条第 5 項及び第 6 項の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和 50 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されること

となる期間は、管理者が定める。

(職員の退職並びに死亡給与金に関する条例の一部改正)

- 4 職員の退職並びに死亡給与金に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項「失業保険法」を「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」に改め、同条第 2 項中「失業保険法」を「雇用保険法」に改める。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 51. 12. 16 条例 7）

この附則は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭 52. 3. 29 条例 2）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項及び第 16 条第 1 項並びに第 37 条第 1 項の改正規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 31 条第 1 項、第 35 条第 2 項、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 2 項並びに別表の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 3 昭和 51 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の特例)

- 4 昭和 51 年度の夏季手当に関する条例（昭和 51 年大和川右岸水防事務組

合条例第4号)第3条第2項に規定する勤勉手当を適用する場合における給与月額、改正後の条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による給与月額とする。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭53. 3. 28 条例2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項及び第3項の改正規定は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第31条、第35条第1項及び第2項、第39条第2項並びに別表の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 3 昭和52年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第35条第1項第1号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第35条第1項第1号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第35条の規

定にかかわらず、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第 35 条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 54. 3. 23 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 43 条の改正規定並びに附則第 8 項の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 31 条、第 39 条第 2 項及び別表の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 3 昭和 53 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間。次項及び附則第 5 項第 2 号において同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和 53 年 7 月 1 日以前である時は同日に、同月 2 日以後同年 10 月 1 日以前であるときは同年 10 月 1 日に、同年 10 月

2 日以後である時は昭和 54 年 1 月 1 日に、旧号給に対応する切替表の新号旧欄定める号給を受けるものとし、その物の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 5 附則第 3 項規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第 22 条第 3 項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(1) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間）

(2) 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

- 6 切替日の前日において職務の等級の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(改正後の条例第 22 条の規定の適用の経過措置)

- 7 改正後の条例第 22 条第 2 項の規定の切替日から昭和 53 年 12 月 31 日までの間における適用については、同条第 2 項中「号給」とあるのは「号給又は給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 54 年大和川右岸水防事務組合条例第 2 号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」とする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

- 8 職員の分限に関する条例（昭和 40 年大和川右岸水防事務組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で管理者の指定する疾患にかかり、法第 28 条台 2 項第 1 号の規定により休職に

された者の第5条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「3年」とする。

(給与の内払)

- 9 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 別 表

特定号給職員の号給の切替表

職務の等級	旧号給	新郷給	期 間	暫定給料月額
2 等 級	18	18	3	円 265,800
	19	19	6	円 268,000
	20	20	9	円 270,200
	21	20		
	22	21	3	円 274,600
				円

	23	22	6	276,900
--	----	----	---	---------

附 則（昭 54. 6. 27 条例 5）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正前の給与に関する条例第 35 条の規定に基づき、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員に支払われた住居手当については、改正後の条例の規定による窮余の内払とみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 55. 3. 27 条例 2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第 9 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の改正規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 31 条第 1 項、第 35 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 2 項並びに別表の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給を超える給料月額切替等）

- 3 昭和 54 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正

後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算のその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 56. 3. 26 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項の改正規定、同条第 3 項の改正規定、第 30 条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定及び第 33 条第 2 項の改正規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 30 条第 2 項第 5 号の改正規定及び前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給を超える給料月額切替等)

- 3 昭和 55 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による窮余の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 57. 3. 29 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

(管理職員に係る給料の額の特例)

- 3 昭和 56 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から同年 9 月 30 日までの間において管理又は監督の地位にある職員のうち管理者が指定するものであった職員に対し前項の規定を適用する場合の切替日から昭和 56 年 9 月 30 日までの間で管理者が定める期間における給料の額については、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により支給されていた給料の額とする。

(最高号給等の切替え等)

- 4 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 35 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額の督励)

- 6 昭和 56 年度における期末手当及び勤勉手当の額の算定の基礎となる給与月額は、附則第 2 項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による給与月額とする。

(給与の内払)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 57. 6. 25 条例 6)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 58. 6. 24 条例 3)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 59. 3. 23 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項の改正規定、同条第 3 項の改正規定及び第 41 条の改正規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 29 条の改正規定及び前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和 58 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭 60. 3. 28 条例 2)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項の改正規定及び第 16 条第 1 項の改正規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和 59 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 61. 3. 28 条例 2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和 60 年 7 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 61. 12. 17 条例 7）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭 62. 3. 19 条例 2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条及び第 38 条の改正規定並びに附則台 7 項の改正規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 25 条、第 26 条及び第 43 条の 2 の改正規定並びに前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

（職務の級への切替え）

- 3 昭和 61 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え等）

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給は、切替日においてその者が受ける号給と同じ号数の号給とする。

（最高号給等の切替え等）

- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 6 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（旅費に関する条例の一部改正）

- 7 旅費に関する条例(昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 9 号)の 一

部を次のように改正する。

別表中「1 等級」を「6 級」に、「2 等級」を「5 級」に、「3 等級」を「4 級」に改める。

(旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(職員の就業に関する条例の一部改正)

- 9 職員の就業に関する条例（昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「12 週間」を「16 週間」に、「6 週間」を「8 週間」に改める。

第 23 条中「与える」を「与える。 1 回につき 2 日」に改める。

(施行の細目)

- 10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

給 料 表	旧 等 級	職務の級
	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
		4 級
	2 等級	5 級
	1 等級	6 級

附 則（昭 62. 12. 17 条例 7）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和 62 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 35 条第 1 項第 1 号の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員のその支給されないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 35 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の

条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 35 条第 1 項第 1 号の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 63 年 3 月 31 日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあっては、管理者が定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平元. 12. 22 条例 7）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和 63 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平元. 12. 20 条例 7）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後」の条例という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平2 12. 18 条例8）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後」の条例という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平3. 12. 18 条例7）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後」の条例という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

（最高号給の切替え等）

- 3 平成3年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受け取る期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給料の内払）

- 4 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、精算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平4．3．25 条例4）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平4．12．21 条例9）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条の改正規定は平成5年1月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（扶養手当に関する経過措置）

- 4 次の各号の1に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、かつ、この条例

による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 30 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を管理者に届け出なければならない。

（１）切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに職員となった者であって、その物が職員となった日に、昭和 49 年 4 月 1 日以前に生まれた者で改正後の条例第 30 条第 2 項第 2 号又は第 4 号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有したもの

（２）切替日において、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

（３）切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

（４）切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

（５）新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第 32 条第 1 項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第 30 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったもの

（６）新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第 30 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったもの

5 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第 33 条第 2 項の規定の適用については、同条第 2 項中「その事実が生じた日の属する月の翌月」とあるのは「その事実が生じた日の属する月の翌月（給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 4 年大和川右岸水防事務組合条例第 9 号。以下「改正条例」という。）附則第 4 項第 2 号に該当する者で同項の規定による届出を行ったものにあつては、平成 4 年 4 月）」と、「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第 4 項の

規定による届出が改正条例の施行の日から 30 日を経過した後においてなされた時」と、「その届出を」とあるのは「それぞれの届出を」とし、同条第 3 項中「なされたとき」とあるのは「なされたとき又は改正条例附則第 4 項の規定による届出が改正条例の施行の日から 30 日を経過した後においてなされたとき」と、「その届出を」とあるのは「それぞれの届出を」とする。

- 6 職員に次の各号の 1 に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第 33 条第 2 項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「これに係る事実の生じた日から 15 日」とあるのは「給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 4 年大和川右岸水防事務組合条例第 9 号）の施行の日から 30 日」とうする。

(1) 施行日から 15 日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

(2) 施行日から 15 日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

(3) 施行日から 15 日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第 30 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がない場合

(給与の内払)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 5. 12. 22 条例 6）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 36 条の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例という。」の規定は、平成 5 年

4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成5年12月31日までの間の住居手当)

- 4 改正後の条例第35条第2項の規定の切り替え日から平成5年12月31日までの間における適用については、同項中「28,000円」とあるのは「27,500円」とし、「8,500円」とあるのは「7,000円」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、精算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平6. 3. 29 条例1）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平6. 12. 15 条例3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条及び第39条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることと

なる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 7. 3. 17 条例 1)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 7. 12. 15 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の大和川右岸水防事務組合給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から平成 7 年 12 月 31 日までの間の住居手当)

- 4 改正後の条例第 35 条第 2 項の規定の切替日から平成 7 年 12 月 31 日までの間における適用については、同項中「9,000 円」とあるのは「8,500 円」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 8. 12. 20 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、精算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 9. 12. 22 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 38 条及び第 42 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の思考の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（施行の細目）

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の思考に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 10. 3. 25 条例 1）

この条例は平成10年4月1日から施行する。

附 則（平 10. 12. 18 条例 4）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。（最高号給等の切替え等）
- 3 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替日から平成10年12月31日までの間の住居手当）

- 4 改正後の条例第35条第2項の規定の切替日から平成10年12月31日までの間における適用については、同項中「9,500円」とあるのは「9,300円」とする。

（給与の内払）

- 5 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の思考の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 11. 12. 24 条例 2)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 38 条の改正規定は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 38 条の改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 11 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 この附則の定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 12. 12. 19 条例 1)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。但し、第 39 条及び別表の改正規定は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 39 条及び別表の改正規定を除く。）による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則の定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給与の清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 14. 3. 29 条例 2)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 14. 12. 18 条例 3)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平 15. 12. 22 条例 5)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 平成 16 年 1 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

附 則 (平 16. 3. 26 条例 1)

この条例の施行期日は管理者が定める。ただし、附則第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平 17. 3. 30 条例 1)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 17. 12. 26 条例 4)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月

額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行の細目)

- 3 この前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 17. 12. 26 条例 7)

この条例は公布の日から施行する。

附 則 (平 18. 3. 24 条例 1)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 18. 12. 19 条例 9)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行の細目)

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替え、その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 19. 3. 19 条例 1)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条に係る改正規定の施行期日については、管理者が定める。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 施行日の前日においてこの条例による改正前の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は附則第4項に規定する職員を除き、旧級、新級、施行日の前日においてその物が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

- 4 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、管理者が定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続きの給料表の適用を受ける職員で、その者が施行日以後に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に達しないこととなるものの給料月額は、施行日の前日の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を115分の100で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入する。）とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、職員の退職手当に関する条例（昭和59年大和川右岸水防事務組合条例第7号）第1条の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額は、新条例別表の規定による給料月額とする。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の職務の級及び号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 20. 3. 27 条例 3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成19年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平 20. 12. 1 条例 5）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 12. 18 条例 3）

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 12. 17 条例 5）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が 2 級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の号数に 4 を加えて得た数を号数とする号給とする。

- 3 施行日の前日において改正前の条例別表の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が 3 級であったものの施行日における号給は、施行日の前日においてその物が受けていた号給の号数に 8 を加えて得た数を号数とする号給とする。

（号給の切替えに伴う経過措置）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、施行日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第 1 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	
	5 級	3 級
	6 級	4 級
	7 級	5 級
		6 級

附則別表第2 号級の切替表

旧 号 級	経過期間	旧級 新級	1 級	2 級	3 級	4 級		5 級		6 級		7 級	
		1 級	2 級			3 級		4 級		5 級		6 級	
1	3月未満			1	21		1	1	1	1		1	1
	3月以上6月未満			1	22		1	2	1	1		1	1
	6月以上9月未満			1	23		1	3	1	1		1	1
	9月以上12月未満			1	24		1	4	1	1		1	1
	12月以上			1	25		1	5	1	1		1	1
2	3月未満			1	25		1	5	1	1		1	1
	3月以上6月未満			1	26		2	6	1	2		1	1
	6月以上9月未満			1	27		3	7	1	3		1	1
	9月以上12月未満			1	28		4	8	1	4		1	1
	12月以上			1	29		5	9	1	5		1	1
3	3月未満			1	29		5	9	1	5		1	1
	3月以上6月未満			1	29		6	10	1	6		1	1
	6月以上9月未満			1	30		7	11	1	7		1	1
	9月以上12月未満			1	30		8	12	1	8		1	1
	12月以上			1	31		9	13	1	9		1	1
4	3月未満	13	1	31		9	13	1	9		1	1	1
	3月以上6月未満	14	2	31		10	14	1	10		2	1	1
	6月以上9月未満	15	3	32		11	15	1	11		3	1	1
	9月以上12月未満	16	4	32		12	16	1	12		4	1	1
	12月以上	17	5	33		13	17	1	13		5	1	1
5	3月未満	17	5	33		13	17	1	13		5	1	1
	3月以上6月未満	18	6	34		14	18	2	14		6	1	1
	6月以上9月未満	19	7	35		15	19	3	15		7	1	1
	9月以上12月未満	20	8	36		16	20	4	16		8	1	1
	12月以上	21	9	37		17	21	5	17		9	1	1
6	3月未満	21	9	37		17	21	5	17		9	1	1
	3月以上6月未満	22	10	38		18	22	6	18		10	1	1
	6月以上9月未満	23	11	39		19	23	7	19		11	1	1
	9月以上12月未満	24	12	40		20	24	8	20		12	1	1
	12月以上	25	13	41		21	25	9	21		13	1	1
7	3月未満	25	13	41		21	25	9	21		13	1	1
	3月以上6月未満	26	14	42		22	26	10	22		14	2	2
	6月以上9月未満	27	15	43		23	27	11	23		15	3	3
	9月以上12月未満	28	16	44		24	28	12	24		16	4	4
	12月以上	29	17	45		25	29	13	25		17	5	5
8	3月未満	29	17	45		25	29	13	25		17	5	5
	3月以上6月未満	30	18	46		26	30	14	26		18	6	6
	6月以上9月未満	31	19	47		27	31	15	27		19	7	7
	9月以上12月未満	32	20	48		28	32	16	28		20	8	8
	12月以上	33	21	49		29	33	17	29		21	9	9
9	3月未満	33	21	49		29	33	17	29		21	9	9
	3月以上6月未満	34	22	50		29	34	18	30		22	10	10
	6月以上9月未満	35	23	51		30	35	19	31		23	11	11
	9月以上12月未満	36	24	52		30	36	20	32		24	12	12
	12月以上	37	25	53		31	37	21	33		25	13	13
10	3月未満	37	25	53		31	37	21	33		25	13	13
	3月以上6月未満	38	26	54		31	38	22	34		26	14	14
	6月以上9月未満	39	27	55		32	39	23	35		27	15	15
	9月以上12月未満	40	28	56		32	40	24	36		28	16	16
	12月以上	41	29	57		33	41	25	37		29	17	17
11	3月未満	41	29	57		33	41	25	37		29	17	17
	3月以上6月未満	42	30	58		34	42	26	38		30	18	18
	6月以上9月未満	43	31	59		35	43	27	39		31	19	19
	9月以上12月未満	44	32	60		36	44	28	40		32	20	20
	12月以上	45	33	61		37	45	29	41		33	21	21
12	3月未満	45	33	61		37	45	29	41		33	21	21
	3月以上6月未満	46	33	62		38	46	30	42		34	22	22
	6月以上9月未満	47	34	63		39	47	31	43		35	23	23
	9月以上12月未満	48	34	64		40	48	32	44		36	24	24

	12 月以上	49	35	65		41	49	33	37		37	25
13	3 月未滿		35	65		41	49	33	37		37	25
	3 月以上 6 月未滿		35	66		42	50	34	38		38	25
	6 月以上 9 月未滿		36	67		43	51	35	39		39	26
	9 月以上 12 月未滿		36	68		44	52	36	40		40	26
	12 月以上		37	69		45	53	37	41		41	27
14	3 月未滿		37	69		45	53	37	49		41	27
	3 月以上 6 月未滿		38	70		45	54	38	50		42	27
	6 月以上 9 月未滿		39	71		45	55	39	51		43	28
	9 月以上 12 月未滿		40	72		46	56	40	52		44	28
	12 月以上		41	73		46	57	41	53		45	29
15	3 月未滿		41	73		46	57	41	53		45	29
	3 月以上 6 月未滿		42	74		46	58	41	54		46	29
	6 月以上 9 月未滿		43	75		47	59	42	55		47	30
	9 月以上 12 月未滿		44	76		47	60	42	56		48	30
	12 月以上		45	77		47	61	43	57		49	31
16	3 月未滿		45	77		47	61	43	57		49	31
	3 月以上 6 月未滿		46	77		48	62	43	58		50	31
	6 月以上 9 月未滿		47	78		48	63	44	59		51	32
	9 月以上 12 月未滿		48	78		48	64	44	60		52	32
	12 月以上		49	79		49	65	45	61		53	33
17	3 月未滿		49	79		49	65	45	61			
	3 月以上 6 月未滿		49	79		49	66	46	62			
	6 月以上 9 月未滿		50	80		50	67	47	63			
	9 月以上 12 月未滿		50	80		50	68	48	64			
	12 月以上		51	81		51	69	49	65			
18	3 月未滿		51	81		51	69	49	65			
	3 月以上 6 月未滿		51	82		51	70	50	66			
	6 月以上 9 月未滿		52	83		52	71	51	67			
	9 月以上 12 月未滿		52	84		52	72	52	68			
	12 月以上		53	85		53	73	53	69			
19	3 月未滿		53	85		53	73	53	69			
	3 月以上 6 月未滿		53	86		53	74	53	70			
	6 月以上 9 月未滿		54	87		53	75	54	71			
	9 月以上 12 月未滿		54	88		54	76	54	72			
	12 月以上		55	89		54	77	55	73			
20	3 月未滿		55	89		54	77	55	73			
	3 月以上 6 月未滿		55	90		54	78	55	74			
	6 月以上 9 月未滿		56	91		55	79	56	75			
	9 月以上 12 月未滿		56	92		55	80	56	76			
	12 月以上		57	93		55	81	57	77			
21	3 月未滿		57	93		55	81	57	77			
	3 月以上 6 月未滿		57	94		56	82	58	78			
	6 月以上 9 月未滿		57	95		56	83	59	79			
	9 月以上 12 月未滿		58	96		56	84	60	80			
	12 月以上		58	97		57	85	61	81			
22	3 月未滿		58	97		57	85	61	81			
	3 月以上 6 月未滿		58	97		57	86	62	82			
	6 月以上 9 月未滿		59	98		58	87	63	83			
	9 月以上 12 月未滿		59	98		58	88	64	84			
	12 月以上		59	99		59	89	65	85			
23	3 月未滿		59			59	89	65	85			
	3 月以上 6 月未滿		60			59	90	66	86			
	6 月以上 9 月未滿		60			60	91	67	87			
	9 月以上 12 月未滿		60			60	92	68	88			
	12 月以上		61			61	93	69	89			
24	3 月未滿		61				93	69	89			
	3 月以上 6 月未滿		61				94	70	90			
	6 月以上 9 月未滿		61				95	71	91			
	9 月以上 12 月未滿		61				96	72	92			
	12 月以上		62				97	73	93			
25	3 月未滿		62				97	73	93			
	3 月以上 6 月未滿		62				98	74	94			
	6 月以上 9 月未滿		62				99	75	95			
	9 月以上 12 月未滿		62				100	76	96			
	12 月以上		63				101	77	97			

26	3月未満						101	77	97			
	3月以上6月未満						102	77	98			
	6月以上9月未満						103	78	99			
	9月以上12月未満						104	78	100			
	12月以上						105	79	101			
27	3月未満						105	79	101			
	3月以上6月未満						106	79	102			
	6月以上9月未満						107	80	103			
	9月以上12月未満						108	80	104			
	12月以上						109	81	105			

附 則（平 20. 3. 27 条例 3）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平 20. 12. 19 条例 5）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 12. 18 条例 3）

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 3. 29 条例 2）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 3. 25 条例 2）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 12. 21 条例 1）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 12. 19 条例 11）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

(号給の切替え)

- 2 平成 24 年 8 月 1 日（以下「切替日」という。の前日における給料表の職務の級が 5 級及び 6 級である職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該職員が受けていた号給の号数から 8 を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあっては、1）を号数とする号給とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、切替日の前日における職務の級が次の表の（あ）欄に掲げる職務の級であり、かつ、同日に受けていた号給が同表の（い）欄に掲げる号級である職員の切替日における号給は、同表の（あ）欄に掲げる当該職員の同日における職務の級及び同表の（い）欄に掲げる当該職員が同日に受けていた号給の区分に応じ、それぞれ同表の（う）欄に定める号給とする。

行政職給料表	(あ)	(い)	(う)
	2 級	78 号給から 137 号給までの号給	77 号給
	3 級	70 号給から 117 号給までの号給	69 号給
	4 級	74 号給から 105 号給までの号給	73 号給

(号給の切替え等に伴う経過措置)

- 4 この条例による職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）の改正及び前項の規定による号給の切替により、切替日においてその者が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の切替日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が、切替日の前日に受けていた給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。
- (1) 平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 100 分の 2
- (2) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで 100 分の 4
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 100 分の 6
- (4) 平成 27 年度以後の各年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで 当該各年度の前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までにおける割合に 100 分の 5 を加算した

割合

- 5 前項に規定する職員の切替日以後における給料月額、その者が受ける号給の給料月額が前項の規定による給料月額に達するまでの間、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項の規定による給料月額が特例給料月額（切替日の前日に受けていた給料月額を職員の給与に関する条例等の督励に関する条例（平成 22 年大和川右岸水防事務組合条例第 3 号。以下「特例条例」という。第 1 条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額をいう。以下同じ。）を超える場合 特例給料月額

(2) 前項の規定による給料月額が特例給料月額以下である場合
同項の規定による給料月額

- 6 附則第 4 項に規定する職員が受ける号給の給料月額が同項の規定による給料月額に達した日以後において、当該職員が受ける号給の給料月額を特例条例第 1 条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額が特例給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額は、当該特例給料月額とする。

- 7 附則第 5 項第 1 号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の最低の木曾となる給料月額は、同号の規定により給料月額が決定される職員については附則第 4 項の規定による給料月額とし、前項の規定により給料月額が決定される職員については、その者が受ける号給の給料月額とする。

- (1) 給与条例第 34 条の規定による地域手当
- (2) 給与条例第 36 条の規定による時間外勤務手当
- (3) 給与条例第 40 条第 1 項の規定による管理職手当
- (4) 給与条例第 42 条の規定による期末手当及び勤勉手当

- 8 附則第 4 項から第 6 項までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員の退職手当に関する条例（昭和 59 年大和川右岸水防事務組合条例第 7 号。以下「退職手当条例」という。）第 1 条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、その者が受ける号給の給料月額

とする。

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、切替日に昇格し又は降格した職員の号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。
- 10 この条例による給与条例の改正及び附則第3項の規定による号給の切替えにより、切替日においてその物が受ける号給の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合については、退職手当条例第4条の2第1項に規定する減額改訂以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う号給の切替えその他必要な事項は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 12 平成24年8月1日の前日において、この条例による改正前の給与条例第35条に掲げる職員に該当して住居手当の支給を受けていた職員については、同条の規定は、平成25年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平25. 3. 19 条例3)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平26. 3. 19 条例4)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 3. 26 条例1)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日に降格した職員等の号給の切替え)

- 3 改正後の条例の適用に日（以下「適用日」という。）に降格した職員又は適用日前に降格した職員であって適用日に当該降格後最初に昇格したものの号給の切替えに関し必要な事項は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与に関する条例の規定に基づいて適用

日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例及び改正後の一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

(再任用職員の経過処置)

- 6 第2条の規定による改正後の給与に関する条例の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）である者のうち、新級が平成27年改正条例附則別表職務の級欄に掲げる級である職員の施行日から平成31年3月31日までの間における給料月額、給料表、職務の級及び期間の区分に応じて平成27年改正条例附則別表に定める額とする。

平成27年改正条例附則別表

施行日から平成31年3月31日までの間における再任用職員の経過措置額表

職務の級	期 間			
	施行日から 平成28年3 月31日まで	平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで	平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで	平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで
2級	242,580円	236,603円	231,674円	226,745円
3級	253,403円	241,920円	236,880円	231,840円
4級	263,738円	249,371円	247,300円	247,300円

附 則（平28. 3. 24 条例3）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 4. 28 条例10）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平28. 12. 19 条例11）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
（施行の細目）
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平 29. 3. 22 条例 2）

（施行期日）

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平 30. 3. 23 条例 2）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、この条例による改正後の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第30条第3項及び第31条並びに第32条の規定の適用については、第31条中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（その職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「同条同項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については11,000円（6級職員にあつては10,000円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については11,000円（6級職員にあつては10,000円））、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に

については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円（6級職員にあっては9,000円）」と、同条第3項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第32条中「扶養親族がある場合」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同条中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第30条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第30条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子 又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。)

」と 第33条第1項中「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第32条第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は第30条第2項第2号、第3号若しくは第5号 に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「扶養親族たる配偶者、 父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者、 扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶 養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）があ る場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるの

は「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、第31条中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者、扶養親族たる子（配偶者のない職員の扶養親族たる子に限る。）若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、第32条第1号中「者がある」とあるのは「者がある場合又は第32条に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があったものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第30条第3項及び第31条並びに第32条の規定の適用については、第31条中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（その職務の級が6級であるもの（以下「6級職員」という。）にあつては3,500円）、前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者のない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円、」と、同条第3項中「扶養親族たる子で」とあるのは「扶養親族のうちに第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族で」と、「特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族」と、第32条中「扶養親族がある場合」とあるのは、「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は

職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）」と、同条中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又第30条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、第33条第1項中「に該当する事実が生じた場合においては」とあるのは「若しくは第3号に該当する事実が生じた場合においては」と、「特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「特定扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子」とあるのは「又は第30条第2項第2号、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族」と、「扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号」とあるのは「扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）がある場合又は職員に同項第1号若しくは第3号」と、「ときは」とあるのは「ときは、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き」と、第31条中「は、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「は、扶養親族たる配偶者若しくは扶養親族たる父母等（配偶者のない職員の扶養親族たる父母等に限る。）」と、「者がある」とあるのは「者がある場合又は第32条に該当する事実が生じた」と、「改定する」とあるのは「改定する。ただし、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員

で扶養親族たる配偶者があったものについて第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う」とする。

- 4 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第31条から第33条の規定の適用については、同条中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第30条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「前条第2項第2号」とあるのは「同条同項第2号」とする。

附 則（平30.12.18 条例6）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（施行の細目）

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平31.3.18 条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令元.12.19 条例3）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令 2. 3. 24 条例 1)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令 4. 12. 13 条例 6)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令 5. 3. 29 条例 8)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定再任用職員の給料月額等)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職

員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給与に関する条例第21条第1項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第22条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与に関する条例第21条第1項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第22条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を管理者が定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 改正後の給与に関する条例(以下「令和5年新条例」という。)第22条第2項から第9項まで、第30条から第32条まで及び第34条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則 (令5.12.20 条例11)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
 - 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、適用日からこの条例

の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の支払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令 6. 12. 17 条例 2)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の支払いとみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (令 7. 3. 18 条例 1)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の給与に関する条例第 30 条の規定の適用については、同条第 2 項中、「(5)心身に著しく障害がある親族」とあるのは「(5)心身に著しく障害がある親族」と、「(6)配偶者(届出をしない事実上婚姻同様の関係にある者を含む。)」とする。また、同条例第 31 条中、「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と「とする」とあるのは「、前条第 2 項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

別表

給 料 表

	給 料 表					
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	168,800	203,500	256,100	288,900	350,700	384,000
2	169,300	205,200	257,400	290,300	353,100	386,600
3	169,800	207,000	258,700	291,700	355,400	389,200
4	170,300	208,800	260,000	293,100	357,700	391,700
5	170,800	210,400	261,400	294,500	359,900	394,300
6	171,300	212,100	262,700	295,900	362,300	396,900
7	171,800	213,800	264,000	297,300	364,600	399,500
8	172,300	215,500	265,300	298,700	367,000	402,100
9	172,800	217,300	266,700	300,200	369,300	404,600
10	173,300	219,000	268,000	301,700	371,700	407,100
11	173,800	220,700	269,300	303,200	374,100	409,600
12	174,300	222,400	270,600	304,700	376,400	412,100
13	174,800	224,200	272,000	306,300	378,700	414,500
14	175,700	225,900	273,300	307,800	381,100	416,700
15	176,600	227,600	274,600	309,300	383,500	418,800
16	177,500	229,300	275,900	310,800	385,800	421,000
17	178,300	231,100	277,300	312,400	388,100	423,100
18	179,200	232,800	278,700	313,900	390,400	424,900
19	180,100	234,500	280,100	315,400	392,700	426,700
20	181,000	236,200	281,500	316,900	394,900	428,500
21	181,900	238,000	282,700	318,500	397,200	430,200
22	183,000	239,700	284,100	320,000	399,100	431,800
23	184,100	241,400	285,500	321,500	401,000	433,400
24	184,900	243,100	286,900	323,000	403,100	435,000
25	186,000	244,900	288,100	324,600	404,700	436,600
26	187,100	246,600	289,500	326,100	406,300	438,000
27	188,200	248,300	290,900	327,600	407,800	439,400
28	189,300	250,000	292,300	329,100	409,400	440,800
29	190,400	251,800	293,500	330,700	410,900	442,300
30	192,000	253,600	294,900	332,300	412,500	443,300
31	193,600	255,400	296,300	333,900	414,000	444,200
32	195,200	257,200	297,700	335,500	415,400	445,100
33	196,800	259,000	299,000	337,100	416,800	446,100
34	198,500	260,900	300,400	339,100	418,200	447,000
35	200,200	263,400	301,800	341,100	419,400	447,900
36	201,900	265,000	303,200	343,100	420,700	448,800
37	203,500	266,600	304,500	345,100	421,900	449,800
38	205,200	268,000	305,900	347,000	423,000	450,700
39	206,900	269,400	307,300	348,800	424,000	451,600
40	208,600	270,800	308,700	350,600	425,000	452,500
41	210,200	272,000	310,100	352,300	426,100	453,400
42	212,000	273,300	311,500	353,400	426,500	454,300
43	213,800	274,600	312,900	354,500	427,000	455,200
44	215,600	275,900	314,300	355,700	427,500	456,100
45	217,300	277,200	315,700	356,800	427,800	457,000
46	218,700	278,500	317,500	357,900	428,100	
47	220,100	279,800	319,300	358,900	428,500	
48	221,500	281,100	321,100	360,000	428,700	
49	223,000	282,300	322,800	361,000	428,900	
50	224,300	283,500	324,600	362,000	429,200	
51	225,600	284,700	326,400	363,000	429,500	
52	226,900	285,900	328,200	364,000	429,700	
53	228,100	287,200	329,900	365,100	429,900	
54	229,400	288,400	331,700	366,100		
55	230,700	289,600	333,500	367,100		
56	232,000	290,800	335,300	368,100		
57	233,100	292,000	337,000	369,200		
58	234,400	293,200	338,800	370,200		
59	235,700	294,400	340,600	371,200		
60	237,000	295,600	342,400	372,200		

61	238,100	296,800	344,100	373,200		
62	239,000	298,000	345,600	374,300		
63	239,900	299,200	347,100	375,300		
64	240,800	300,400	348,600	376,400		
65	241,800	301,600	349,900	377,200		
66	242,700	302,800	350,900	378,100		
67	243,600	304,000	351,900	379,000		
68	244,500	305,200	352,900	379,900		
69	245,500	306,400	353,800	380,800		
70	246,400	307,600	354,100	381,300		
71	247,300	308,800	354,400	381,800		
72	248,200	310,000	354,600	382,400		
73	249,100	311,200	354,800	382,900		
74	249,800	312,400	355,100	383,200		
75	250,500	313,600	355,400	383,500		
76	251,200	314,800	355,600	383,800		
77	251,900	315,900	355,800	384,100		
78	252,500	316,200	356,100	384,400		
79	253,100	316,500	356,400	384,700		
80	253,700	316,700	356,600	385,000		
81	254,400	316,900	356,800	385,200		
82	255,000	317,200	357,100	385,500		
83	255,600	317,500	357,400	385,800		
84	256,200	317,700	357,600	386,000		
85	256,800	317,900	357,800	386,200		
86	257,400			386,500		
87	258,000			386,800		
88	258,600			387,000		
89	259,100			387,200		
90	259,400					
91	259,700					
92	259,900					
93	260,100					
94	260,400					
95	260,700					
96	260,900					
97	261,100					
98	261,400					
99	261,700					
100	261,900					
101	262,100					
102	262,400					
103	262,700					
104	262,900					
105	263,100					
106	263,400					
107	263,700					
108	263,900					
109	264,100					
備考 定年前再任用短時間勤務職員及び一般任期付職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。						
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	195,300	246,300	253,100	270,200	299,200	326,400